

年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認

2020年（令和2年）12月31日から2021年（令和3年）1月4日（但し、1月1日は除く）の間の例外荷役について下記の通り実施する。

記

1. 当該4日間を「年末年始休日」とする。
但し、時間外算定基礎分母は現行通りとする。
2. 「日中荷役とする。」の原則は、徹底し順守する。
但し、1月4日については取り切り船に限り原則18時迄とする。
なお、詳細については必要な地区（港）労使で対応する。
3. 1月4日の平日化については継続協議とする。
4. 出勤者に対しては、割増賃金及び精励金を支給し、かつ代休を保障する。
5. 例外荷役は、本船作業及びその作業に係わる倉庫・物流倉庫に限定する。
ただし、ライフライン関連など緊急貨物に係る作業については、地区（港）労使でその取扱いについて協議し決定した上で実施することが出来る。

以上

2020年（令和2年）11月18日

一般社団法人日本港運協会
労使政策委員会
委員長



全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長

